

2022年版 3級金融窓口サービス技能士（実技／テラー業務・金融コンサルティング業務）精選問題解説集

該当箇所	誤	正
金融商品コンサルティング業務編 第1章 1-3 投資信託（Ⅱ）〈問3〉 （132頁〈問3〉解説）	不適切である。決算の際、分配落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回った場合には、下回った部分の金額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差し引いた残額が特別分配金となる。	不適切である。決算の際、分配落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回った場合には、下回った部分の金額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を差し引いた残額が普通分配金となる。